

川西市職員の懲戒処分等について

令和3年9月10日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和2年11月17日（火）、午前8時5分頃、普通自動二輪車を運転し、川西市萩原台西1丁目地内の交通整理の行われていない、見通しが悪く、かつ、一時停止の道路標識が設置された交差点を、同標識に従い一時停止した後発進した。発進する際に歩行者等の有無及びその安全を十分に確認せずに、時速約20キロメートルで交差点に進入したところ、歩いていた被害者に気付かず、同人に衝突したもので、加療約3箇月間を要する傷害を負わせたものである。

懲戒処分の対象となった職員は、このことにより令和3年7月26日に、罪名を過失運転致傷、罰条を自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条違反として起訴され、同月29日に、「罰金30万円に処する。」とする略式命令を受けた。

このことは、信用失墜行為に該当する行為であることから、下記の処分を行ったものである。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
上下水道局	課長補佐級	50歳代（男性）	R3.9.10	減給1箇月（給料月額 の10分の1）

【問い合わせ先】
川西市上下水道局
経営企画課
電話 072-740-1261